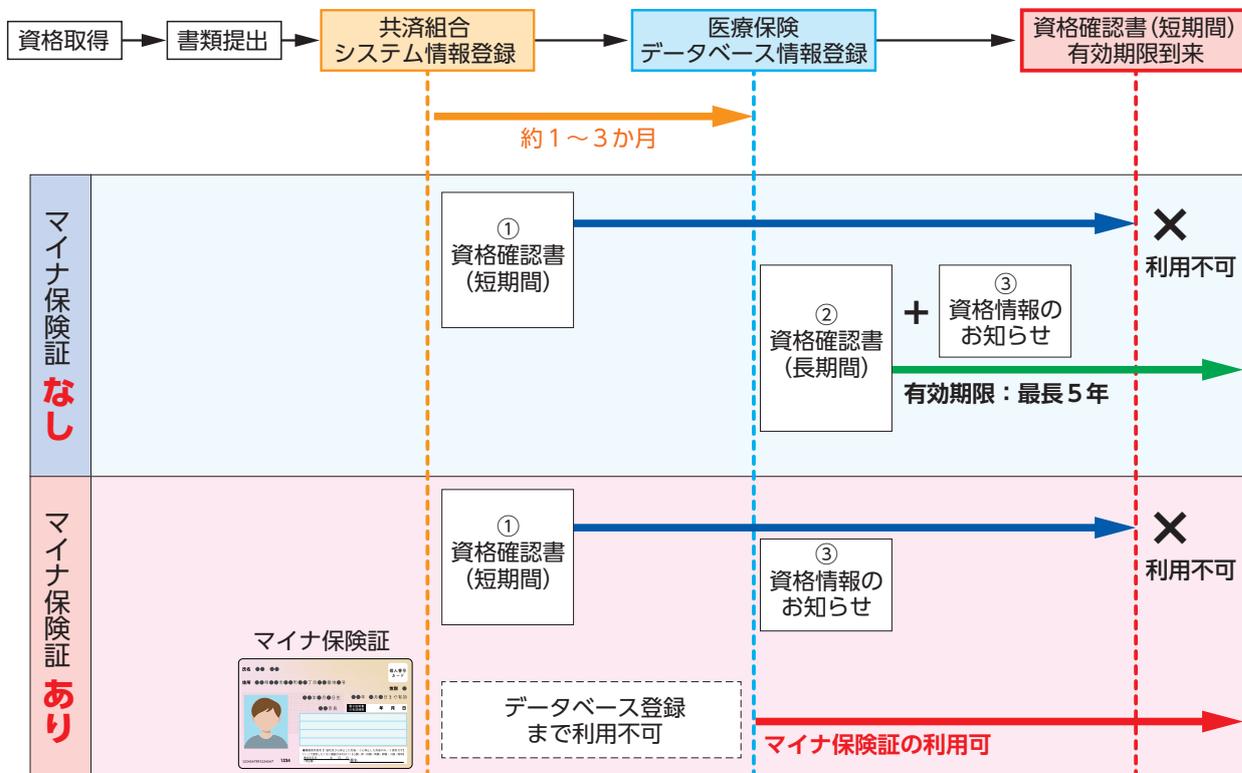


組合員になられた方へ

健康保険証の新規発行終了に伴い、令和6年12月2日以降、資格取得をされた組合員や認定された被扶養者に交付するものが変わりました。資格取得後の流れについては、下記の図をご確認ください。



① 「資格確認書（短期間）」

- 書類審査が終了し、共済組合のシステムに組合員、及び被扶養者の情報が登録されてから、**全員**に交付します。マイナ保険証は、医療保険データベースに情報登録がされるまでは使用できません。
- 有効期限は3か月程度です。
- 医療機関受診の際は、「資格確認書（短期間）」を提示してください。

② 「資格確認書（長期間）」

- 医療保険データベースに組合員、及び被扶養者の情報が連携されてから、**マイナンバーカードを持っていない方、又はマイナ保険証の利用登録を行っていない方**に交付します。
- 有効期限は最長5年間です。
- 医療機関受診の際は、「資格確認書（長期間）」を提示してください。

③ 「資格情報のお知らせ」

- 医療保険データベースに組合員、及び被扶養者の情報が連携されてから**全員**に交付します。
- 組合員記号・番号などの登録内容、及び連携が完了したことを通知するものです。
- 医療機関等でマイナ保険証が何らかの不具合等で利用できないときにマイナンバーカードと併せて提示してください。



Q

マイナ保険証を持っているけど、資格取得した後はいつから使えるの？

A

「資格情報のお知らせ」が届くと、マイナ保険証が利用可能となります。ただし、「資格情報のお知らせ」が届く前でも、マイナポータル画面の「健康保険証の登録状況」でマイナ保険証が利用可能か確認していただけます。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書（短期）」が 交付される前に病院へ行かれる場合

新たに共済組合の資格を取得した方が「資格情報のお知らせ」または「資格確認書（短期）」が交付される前に病院へ行かれる場合は、それまで加入されていた健康保険から交付された「健康保険証」や「資格情報のお知らせ」または「資格確認書（短期）」を使用することができませんので、一度窓口で医療費10割をお支払いいただき、後日、共済組合へ「療養費」「家族療養費」として請求してください。

〈請求に必要な書類〉

- ・「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第6号）
※兵庫支部ホームページからダウンロードできます。
同一月・同一医療機関ごとに請求書が必要です。
- ・領収書原本
- ・医療機関等発行の診療報酬明細書（通称：レセプト）もしくは、診療報酬領収済明細書（給付様式第7号～第7号の2）
- *会計時に発行される「診療明細書」とは異なりますので、ご注意ください。

「資格情報のお知らせ」等が届く
前は医療費を一旦立て替えて支払
う必要があるんだね!



トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→短期給付に関する様式

貸付事業

●貸付事業（主なもの）

貸付種別	申し込みできる組合員	貸付限度額	注意事項など
一般貸付け	一般組合員 船員組合員	200万円 ※ただし、必要額のみ	貸付金額100万円以上の場合、必要額が確認できる書類
特別貸付け	再任用職員、臨時的任用職員 任期付職員など ※一般、船員、 任意継続組合員を除く	給与月額×3/10×残任期月数 (限度額は200万円) ※ただし、必要額のみ	残任期月数とは？ 実態として通年で任用されている短期組合員であっても、辞令上の任期に基づいた残りの任期のことをいいます。
住宅貸付け	一般組合員 船員組合員	1,800万円 ※詳細はお問い合わせください。	土地付住宅の購入、住宅の新築、増築・改築・移築、土地購入、修理など、申込事由に応じて、添付書類が異なります。
教育貸付け		550万円 ※おおむね1年以内に必要とする額	申込時点で必要額が確定していれば、1年以内に支払う費用について貸付対象になります。

- ※すべての申し込み、給料月額のわかるもの（給料明細書のコピー）が必要です。
- ※申込書の提出の締め切りは毎月20日で翌月の20日に送金となります。
- ※貸付申込書が所属所に無い場合は、管理・福祉班あてにご連絡いただければお送りします。
- ※その他ご不明な点がありましたら、管理・福祉班の貸付担当までご連絡ください。

短期組合員は
「特別貸付け」が
対象なんだケロ



メンタルヘルス事業

職場の異動や初めて担当する仕事、新しい人間関係など…4月は環境の変化により、ストレスが溜まる時期です。皆さんの心の健康を守るために、以下の事業を実施しています。ぜひ、ご活用ください！

教職員メンタルヘルス相談センター

臨床心理士が、あなたの仕事やプライベートの悩みをお聞きします。電話・面接・メールなどによる相談を受け付けています。

【相談用電話】 0120-165-565
【相談用メールアドレス】 mental_sodan1@pref.hyogo.lg.jp
【受付時間】 月～金曜日 9:00～17:00（祝日除く）



Zoomによるオンライン相談

組合員及びその家族のこころの悩みについて、直接来訪による面接相談に加え、来訪が困難な場合にオンライン相談を実施しています。

詳しくは、兵庫支部ホームページまたは教職員メンタルヘルス相談センターにお問い合わせください。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

海外療養費の請求は不備のないよう丁寧に

海外で病気やケガにより診療を受けた場合は、海外療養費の請求手続きに要する下記の書類を、所属所を通じて提出してください。日本国内とは違い、**書類の調達に手間や時間がかかることが多いことで給付できなくなるリスクが高まりますのでご注意ください。**

①療養費（家族療養費）請求書（給付様式第6号）

- ・各月ごと、入院・外来ごと、医療機関ごと、診療・調剤ごとにそれぞれ作成してください。

②「署名欄」のある書類（給付様式第6号、第8号の3）

- ・必ず自筆により署名をしてください。
- ・署名を省略せず、**原本を提出**してください。（署名をしたものをコピーして使いまわすことはできません。）
- ・調査に関わる同意書（給付様式第8号の3）は、文面をよく読み記入してください。**療養者が子どもの場合は、親権者等、大人の方の署名が必要**です。

③診療内容明細書（給付様式第8号）、歯科診療内容明細書（給付様式第8号の1）

④領収明細書（給付様式第8号の2）

- ・医師に書いていただき、**ご自身で追記・訂正等をしてしないでください** ※和訳は、どなたがされても結構です。
- ・医師が記入した内容をよく確認のうえ、詳細に書かれていない場合は、その場で加筆等をご依頼ください。（時間の経過とともに加筆してもらえなくなることで、給付できなくなるリスクがあります。）
- ・具体的な記載のない部分については給付できませんので、**検査、調剤、施術内容の具体的な記載がない場合はそれらを受けた医療機関等が発行した明細書、処方箋等の写しをご提出ください。**
- ・日付等に事実と異なる場合や、特殊な事情がある場合は、別紙（様式任意）でその事情等を詳しく記載してください。

⑤領収書

- ・**原本を提出**してください。ご自身の判断で提出しない場合は給付できませんので、**やむを得ない事由で原本の提出ができない場合は、別紙（様式任意）により、その事情等を詳しくご説明ください。**

⑥療養者のパスポートの写し

- ・療養者に係る**証明写真のページ**及び出入国スタンプのページのうち**請求期間に該当するページ**の写し。（療養期間が含まれる出入国スタンプに印をつけてください。）



お問合せ先
経理担当 (078) 362-3897

令和7年4月からの掛金率及び保険料率のお知らせ

標準報酬月額・標準期末手当等に係る掛金率及び保険料率

	令和7年度	令和6年度
短期掛金	48.01/1000	48.01/1000
介護掛金（40歳以上）	8.04/1000	7.96/1000
厚生年金保険料	91.5/1000	91.5/1000
退職等年金掛金	7.5/1000	7.5/1000

短期組合員は「短期掛金」と「介護掛金」のみです。後期高齢者及び船員組合員は、所属所宛通知文をご覧ください。